

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年12月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は実父が納付してくれていたはずであり、申立期間の一部については、領収書も所持しているので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の納付書兼領収証書により、申立期間のうち昭和43年11月から45年9月までの国民年金保険料を48年4月25日に金融機関で納付していることが確認できる。

また、当該国民年金保険料の納付時点では、上記期間の国民年金保険料は時効により納付することができないものの、国民年金被保険者台帳、関係自治体の国民年金被保険者名簿に上記期間の国民年金保険料を還付した旨は記載されておらず、これらの国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が時効により本来納付できない期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

さらに、申立期間のうち昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすると、過年度保険料となるものの、当該期間直前に当たる43年11月から45年9月までの保険料を上記のとおり48年4月に一括納付しているとともに、関係自治体の国民年金被保険者名簿によると、当該期間直後の46年1月から47年3月までの

保険料は、48年5月に過年度納付されていることが確認できることから、納付が可能な当該期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が、申立期間当時、実父と同居していたと供述している実兄及び義姉は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を完納しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行っている。

時効により国民年金保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①における資格喪失日に係る記録を平成17年8月1日に、申立期間③における資格喪失日に係る記録を18年9月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を11万8,000円、申立期間③の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の船舶Aにおける資格喪失日は、平成17年9月1日と認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月31日から同年8月1日まで  
② 平成17年8月31日から同年9月1日まで  
③ 平成18年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、平成16年7月以降継続して船舶Aと船舶Bに交互に乗船勤務し、厚生年金保険料が給与から継続して控除されていたので、各申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業主から提出のあった船員手帳、平成17年分所得税源泉徴収簿、C団体の回答及び事業主の家族の供述により、申立人は当該期間に船舶B（船舶所有者は、D）に乗船勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、17年分所得税源泉徴収簿にお

いて確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が資格喪失日を平成17年7月31日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、事業主から提出のあった船員手帳、平成17年分所得税源泉徴収簿、C団体の回答及び事業主の家族の供述により、申立人は当該期間に船舶A（船舶所有者は、E）に乗船勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の船舶Aにおける資格喪失日は平成17年9月1日と認められる。

- 3 申立期間③については、事業主から提出のあった船員手帳、平成18年分所得税源泉徴収簿、C団体の回答及び事業主の家族の供述により、申立人は当該期間に船舶A（船舶所有者は、E）に乗船勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、18年分所得税源泉徴収簿及び同年分給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が資格喪失日を平成18年8月31日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和32年8月1日に訂正し、同年8月から34年8月までの期間の標準報酬月額を1万2,000円、同年9月から35年3月までの期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年8月1日から35年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は昭和32年8月から平成5年9月まで、株式会社Aに事務職員として勤務しており、提出した給料明細書のとおり厚生年金保険料も控除されているので、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金内訳書、給料明細書及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間に株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料明細書における厚生年金保険料控除額から、昭和32年8月から34年8月までの期間は1万2,000円、同年9月から35年3月までの期間は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算

定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和35年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年8月から35年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、株式会社Aに平成2年2月28日まで勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が勤務していたとする株式会社Aからの回答及び同僚の供述から、申立人は、当該事業所に平成2年2月28日まで勤務していたと認められる。

また、当該事業所では、「申立人は、平成2年2月28日まで正社員として勤務し、給与から同年2月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答しているとともに、申立人と同時期に当該事業所を退職した者の中には、オンライン記録上、被保険者資格の喪失日が同年3月1日とされている者が確認できる。

さらに、申立人が所持している年金手帳によると、申立人は、平成2年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年1月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる資料は無い上、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年2月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和47年4月は3万6,000円、同年5月及び同年6月は3万3,000円、同年7月及び同年8月は3万6,000円、同年9月は3万3,000円、同年10月から48年3月までの期間は3万6,000円、同年4月から同年6月までの期間は4万2,000円、同年11月及び同年12月は4万8,000円、49年1月から同年3月までの期間は5万2,000円、同年4月から同年6月までの期間は6万円、同年7月から同年10月までの期間は6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和47年4月から49年10月まで（48年7月から同年10月までの期間を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月5日から49年11月1日まで

私が申立期間に勤務した株式会社Aからもらった給料支払明細書を見ると、年金記録上の標準報酬月額が実際に給料から控除された厚生年金保険料に見合ったものになっていないと思われるので、調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和47年4月、同年7月、同年8月及び同年10月から48年3月までの期間は3万6,000円、47年

5月、同年6月及び同年9月は3万3,000円、48年4月から同年6月までの期間は4万2,000円、同年11月及び同12月は4万8,000円、49年1月から同年3月までの期間は5万2,000円、同年4月から同年6月までの期間は6万円、同年7月から同年10月までの期間は6万4,000円とすることが妥当である。

一方、i)昭和46年6月から同年8月までの期間及び同年10月は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票上、標準報酬月額が給料支払明細書で確認できる報酬月額及び控除保険料に見合う標準報酬月額と一致していること、ii)同年9月及び同年11月から47年3月までの期間は、上記記録の標準報酬月額が給料支払明細書で確認できる報酬月額及び控除保険料に見合う標準報酬月額を超えていると認められること、iii)48年7月から同年10月までの期間は、申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額と認められることから、上記特例法による保険給付の対象とはならず、記録の訂正は認められない。

なお、事業主が申立人に係る昭和47年4月から49年10月まで(48年7月から同年10月までの期間を除く。)の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで  
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。  
私は、退職した職場の上司や両親から国民年金の加入を勧められ、実母が昭和60年10月上旬に、A市役所に電話で加入の手続をした。同年10月の国民年金保険料は実母が納付し、同年11月からは自分で金融機関に保険料を納付しており、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、実母がA市に電話で国民年金の加入手続をしたと供述しており、実母も同様の供述をしているものの、A市では電話による国民年金の加入手続はできない旨回答しており、申立人の主張と相違している。

また、申立人が所持する年金手帳によると、国民年金被保険者資格の取得日は昭和61年4月1日(種別は第3号被保険者)とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり国民年金保険料を納付できない上、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿上の資格取得日と一致しているとともに、当該被保険者名簿を見ると、申立人に係る国民年金被保険者の取得届を、同年5月14日に受け付けた旨の記載が確認でき、一連の記録に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年ごろから 45 年ごろまで  
② 昭和 46 年ごろから 52 年ごろまで  
③ 昭和 52 年ごろから 55 年 3 月ごろまで  
④ 平成 10 年 10 月ごろから 17 年 9 月ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①当時は株式会社Aに、申立期間②当時は有限会社Bに、申立期間③当時はC株式会社に、申立期間④当時は株式会社Dに、それぞれ勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、各申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとする株式会社Aは、申立人から聴取しても所在地が特定できない上、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できる同名の事業所に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したものの、「申立期間当時の資料が無く、申立人が勤務していたか否かは不明である。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人のうち、回答あった2人はいずれも申立人の勤務実態については分からない旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人の名前が見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとする有限会社B（申立人の

供述によると、業種はE業)は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、当時、E業は、社会保険庁長官の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることができる事業所であるが、当該事業所が任意で適用事業所となった形跡は見当たらない。

また、当該事業所の元役員に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の親会社であるF株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、申立期間②及びその前後2年間の被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務していたとするC株式会社は、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録上、当該事業所は平成10年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡し、元役員も所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間③当時、当該事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者14人に照会したところ、7人から回答を得たが、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険の加入をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、回答を得た上記7人のうち1人は、「店舗が3か所あり、従業員数は30から40人ぐらいいた。」旨供述しているが、上記被保険者名簿上、申立期間③当時の厚生年金保険の被保険者数は14人であることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは言い難い。

加えて、上記被保険者名簿上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立期間④について、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成10年12月3日から17年8月31日までの期間について、株式会社Dに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録上、当該事業所は、昭和52年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間④当時は同保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無等について照会したところ、同事業所では「申立人が、勤務していたか否かは関連資料が無く分からないが、昭和52年7月以降は、厚生年金保険は未適用であった。」と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、厚生年金保

険の被保険者資格を取得している者 16 人は、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 52 年 7 月以前に同資格を喪失していることが確認できる。

- 5 各申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、勤務期間及び保険料控除についての具体的な記憶は無い。

このほか、各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。